

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
目次 第一章〜第七章（略） 第八章 株主 第一節・第二節（略） 第三節 銀行持株会社に係る特例 第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四の三） 第二款〜第四款（略） 第八章の二・第九章（略） （顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） 第十四条の十一の三の二 法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行が営むことができる業務（以下「銀行関連業務」という。）とする。 （顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） 第十四条の十一の三の三 銀行は、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等（法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等を	目次 第一章〜第七章（略） 第八章 株主 第一節・第二節（略） 第三節 銀行持株会社に係る特例 第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四） 第二款〜第四款（略） 第八章の二・第九章（略） （新設） （新設） （新設）

いう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、銀行、当該銀行を所屬銀行とする銀

行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第三十条の二 令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

（新設）

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第三十条の三 外国銀行支店は、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等（令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

（新設）

一	対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
二	次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
イ	対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
ロ	対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
ハ	対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
ニ	対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
三	前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
四	次に掲げる記録の保存
イ	第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
ロ	第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
2	前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
3	第一項の「対象取引」とは、外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又

は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（外国銀行代理銀行の密接関係者）

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行が銀行である場合にあつては、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。）とし、当該外国銀行代理銀行が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店の特殊関係者（令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二に規定する特殊関係者をいい、当該外国銀行支店に係る外国銀行の子会社を除く。）とする。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第三十四条の十四の三 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等（法第五十二

（外国銀行代理銀行の密接関係者）

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行である銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。）とする。

（新設）

（新設）

条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所屬銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(資産の額等)

第三十四条の三十の二 令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)が当該銀行持株会社の子会社であるときは、令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資

(資産の額等)

第三十四条の三十の二 令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)が当該銀行持株会社の子会社であるときは、令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資

産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。 2 （略） （顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） 第十三条の十一の四 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行が営むことができる業務（以下「長期信用銀行関連業務」という。）とする。 （顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） 第十三条の十一の五 長期信用銀行は、当該長期信用銀行、当該長期	（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十項第五号（銀行法施行令第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。 2 （略） （新設） （新設）

信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の親金融機関等（銀行法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しな
ければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行、当該長期信用銀行を
所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀
行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長
期信用銀行、当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用
銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等が行う長期信用
銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合
における当該取引をいう。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二十 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定
する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行関連業務とする。

（新設）

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の二十一 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀
行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会
社の子会社である長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用
銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等（銀行
法第五十二条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。
以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に

（新設）

規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二十二 (略)

(資産の額等)

第二十五条の十の三 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二十 (略)

(資産の額等)

第二十五条の十の三 銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲

げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該長期信用銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該長期信用銀行持株会社の子会社であるときは、銀行法施行令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・九 (略)

十 第二十五条の二の二十二第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一・二十二 (略)

4 10 (略)

げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該長期信用銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該長期信用銀行持株会社の子会社であるときは、銀行法施行令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・九 (略)

十 第二十五条の二の二十第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一・二十二 (略)

4 10 (略)

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 （略） 二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合 イハ （略） ニ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） 三・四 （略） （届出事項） 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一七 （略）	（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 （略） 二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合 イハ （略） ニ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号及び第百条第一項第五号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） 三・四 （略） （届出事項） 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一七 （略）

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の規定による認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

イ・ロ （略）

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

九 二十九 （略）

2・3 （略）

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 （略）

二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出

5 7 （略）

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二百二十六条の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、金庫が行うことができる業務（次条において「信用金庫関連業務」という。）とする。

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の規定による認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ・ロ （略）

（新設）

九 二十九 （略）

2・3 （略）

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 （略）

二 第一項第六号又は第十号に該当するときの届出

5 7 （略）

（新設）

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二百二十六条の三 金庫は、当該金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う信用金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

（新設）

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。	3 第一項の「対象取引」とは、金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う信用金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。	
--	--	--

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲） 第六十三条の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、信用協同組合等が行うことができる業務（次条において「信用協同組合関連業務」という。）とする。 （顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） 第六十三条の三 信用協同組合等は、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備 二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確	（新設）

保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする同項に規定する信用協同組合代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等を含む。次項において同じ。))において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の無人の営業所又は事務所において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業(同条第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)に係る業務の全部又は一部を休止する場合

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合(法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。)とする同項に規定する信用協同組合代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等を含む。次項において同じ。))において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)の無人の営業所又は事務所において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業(同条第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)に係る業務の全部

三・四 (略)

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(二十二) (略)

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 出張所(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。以下第二十五号の二において「出張所」という。)の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ (略)

二十四 (略)

二十五 事務所の位置を変更しようとする場合(第二十三号、前号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

二十五の二 出張所の位置を変更した場合(第二十四号に掲げる場

又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(二十二) (略)

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 出張所(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。)の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ (略)

二十四 (略)

二十五 事務所の位置を変更しようとする場合(第二十三号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

(新設)

合及び次に掲げる場合を除く。）	
イ	増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）
	ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合
	2・4 （略）
	5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
	一 法第七条の二第一項に該当するときの届出
二	第一項第六号、第二十四号又は第二十五号の二に該当するときの届出
	6・7 （略）
イ	増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）
	ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合
	2・4 （略）
	5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
	一 法第七条の二第一項に該当するときの届出
二	第一項第六号又は第二十四号に該当するときの届出
	6・7 （略）